

公害の社会的費用＝社会的損失に関する基礎的研究

藏本 喜久

(東京都研究員 東京大学)

1 はじめに

公害は、市場価格機構が円滑に機能していないか、あるいは、外部不経済については市場制度の設定が困難であるためにか、どちらかの理由でひき起こされると論じられている。いずれにしろ、公害の経済的発生因子は、「価格メカニズムの失敗」や「価格システムの欠陥」として理解されている。その結果、この認識に立つならば、その「失敗」や「欠陥」を是正するための方策は、いわゆる社会的費用を価格システムのなかに内部化される経済的・政治的諸手段の問題として、講じられることになるであろう。

これらの論者のなかでも、この問題にラディカルにとりくむ経済学者たちは、いっそう興味深い理論を組み立てている。「社会共通資本」の経済的減耗を公害とみなすのである。すなわち、道路、港湾等のふつう「社会資本」と呼ばれているものの上に、大気、海洋、河川等の自然環境、かれらの言葉でいう「自然資本」をも含めたものを、「社会共通資本」とみなし、その経済的減耗を公害とみる考え方である。この認識に立つならば、市場経済は、私的所有制度に基づいて財やサービスを私有化し、それを利己的な利潤追求の道具として利用してきたがゆえに、「社会共通資本」を浪費し、破壊してきた。したがって、「社会共通資本」の形成がいまや焦眉の課題である、ということになる。

かくして、公害現象は、理論的には、前者の認識からすれば市場機構の是正で解決されることになり、後者の認識からすれば「社会共通資本」の形成で解決されることになる。しかし、これらのいずれの論者にあっても、現実的な問題としては、その解決に確信をもっているわけではない。むしろ、例外なくきわめて悲観的といった方が妥当であろう。それは何故であろうか。そしてまた公害の経済的本質はいったい何なのか。

本稿はこれらの問題に対する考察である。まずははじめに、現代の公害問題の経済学的議論の中心となった K.

W. カップの社会的費用論を検討する。続いてかれの社会的費用論における問題点を考察したのち、われわれの議論を展開しよう（本稿の2節「カップの社会的費用論」は、すでに『東京都公害研究所年報2』のなかに報告されており、若干加筆された。また、本稿は、現在、社会資本研究会が行なっている「公害による経済的損失評価」の実証的研究の理論的研究部分でもある。）。

2 カップの社会的費用論

T. ヴェブレンを祖とするアメリカ制度学派は、企業とその他の社会制度との相互関連を限界理論のような抽象的概念の媒介によってではなく、それをまずあるがままに叙述する。そのためには政治学、法律学、社会学等の隣接諸科学の見解をできる限りとり入れ、産業をより正しく解釈することを経済学研究の基礎においている。またそれをもとにして、社会制度の不合理な部分を是正していくこうとする社会改良の処方をくださることが、経済学の目標なのである。もちろん、このような研究方法を生みだしたものは、アメリカ社会の現実であった。すなわち1890年以降のアメリカにおける経済情勢は、労働力と設備の稼動率の低下に悩み、需要と供給のアンバランスのなかにあり、レッセ・フェールを支持する J. B. クラークの限界理論は当然克服されねばならぬ現実的要請があったのである。

だから、国民経済的視点からみたばあい、私的企业の生産活動がおのずと社会的福祉をもたらすものではなく、むしろ、社会的利益と私的利益の不一致が価格制度そのものの本質であると認識することは、T. ヴェブレンの『企業の理論』(The Theory of Business Enterprise, 1904) 以後、制度学派に流れる共通の認識であった。それゆえ、かれらは自由競争に対して社会的統制を、静態的分析に対して動態的分析を、形式的推論に対して現実的分析を主張し研究したのである。こうした制度学派の研究的一面を、J. M. クラークは次のように述べてい

る。「これらの〔営利企業の〕日常的諸活動を、現在の所有権様式以前にふりかえり、そして、現在の様式を衰退させるべき諸力を含んでいる進化運動の一部として理解しなければ、それらを十分に理解することはできない。このことは、個人主義と自由契約システムのなかに〔歴史の〕終点をみいだしていたがゆえに固定されて残ると予想し、〔そのシステムの〕独特な濫用をちょっとしたコントロールだけによって修正されて残ると予想した、制度的枠組内での19世紀的発展概念とは著しく異なるものである」(Past Accomplishments and Present Prospects of American Economics; in 'Preface to Social Economics' 1936, p. 426)。こうした研究方法に基づいて、制度学派に属する人びとはさまざまな成果をあげていった。たとえば、R. T. イリの『富の分配に関する財産と契約』(Property and Contract in Relation to the Distribution of Wealth, 1941), W.C. ミッチャエルの『景気循環論』(Business Cycles, 1913), J. R. コモンズの『資本主義の法的基礎』や『制度経済学』(Legal Foundation of Capitalism, 1924, The Institutional Economics, 1934), J. M. クラークの『間接費用の経済学』(Economics of Overhead Costs, 1923) 等は、現在でもなお研究すべき多くの意義をもっている。

このような脈絡にそって、J. M. クラークは「社会経済学」すなわち「社会的価値」の経済学を提案した。カップの社会的費用論における「新経済学」への指向は、クラークの「社会経済学」を継承し、その発展のうえに社会的費用論を展開したものである。

クラークはいう。「私の企業の全体的能率は、法律や慣習を変化させるとおそらく市場価格に従うようになるのではあるが、現実の市場価格が唯一の尺度ではないところの、さらにつけ加えれば、現状の〔営利企業制度の〕もとでは市場価格にまったく従わないところの、量と質とを含んでいる」(Toward Concept of Social Value, in ibid., p. 44)。だから、経済効率を問題にするならば、交換価値で現われる経済現象だけを考察するのではなく、交換価値では表わしえない経済効率や私の企業の不払費用や私有されえないサービスなどを考慮する必要がある。こうした経済的効率は、個別企業の私的な視点からではなく、社会的な視点からみるのでなければ考察しえない。それゆえ「窮屈的な問題は次のことである。

すなわち諸個人によって消費される諸効用は、社会的にはどのような価値であるのか？ あるいは諸個人が負担する諸費用は社会的にはどのような費用であるのか？」(ibid., p. 49)。

そこでカップは、国民経済における経済効率の低下や公害の発生が誰の眼にも明らかになりはじめたときに、クラークのいう私的企業の負担する諸費用がいったい「社会的にはどのような費用であるのか」ということを展開し、「私的生産物」と「社会的生産物」との乖離が、市場制度のもとにおける成長の必然的現象であることを実証するわけである。

カップの定義によると、社会的費用とは「生産過程の結果、第三者または社会が受け、それに対しては私的企業家に責任を負わせるのが困難な、あらゆる有害な結果や損失」(The Social Costs of Private Enterprise, 1950, p. 14, 篠原泰三訳『私的企業と社会的費用』岩波書店, 16ページ)のことである。すなわち、競争的市場制度のもとでは、私的企業は、社会的視点からみた場合に当然生産費に入るはずの一部分を、みずからが負担せずに社会に転嫁する、この部分が社会的費用となるというのである。この費用の具体的事例として、カップは次のような項目をあげ、さらにそれらの貨幣で計りうる損失額をアメリカを例にとって示した。

1. 大気汚染のもたらす社会的損失。
2. 水汚染のもたらす社会的損失。
3. 再生できる資源（土壤、農漁産物等）の浪費。
4. 再生できない資源（石炭、石油等の地下資源）の浪費。
5. 生産における人的要因の損失（労働災害）。
6. 技術変化に伴って生じる損失（企業倒産）。
7. 失業がもたらす社会的損失。
8. 過剰設備、重複投資がもたらす社会的損失。
9. 独占がもたらす社会的損失。
10. 過当競争および過大広告がもたらす社会的損失。
11. 配給上の社会的損失。
12. 輸送上の社会的損失。
13. 可能な科学技術の不十分な有用化がもたらす社会的損失。
14. 経済の過度集中がもたらす社会的損失。これらの社会的損失には「その性質上無形的なものであって、貨幣の尺度以外のもので評価されねばならない」(ibid., p. 21, 邦訳24ページ)ものが含まれる。貨幣で計りえないものが含まれるところに社会的費用の特徴がある。さらに 6 以下の項目では、「それらが必ずしも費用の第三者への転嫁を伴わ

ず、むしろ経済組織全体の運用能率の減少として現われる傾向をもつ」(ibid., p. 23, 邦訳26ページ) 点が特徴である。

カップにしたがえば、このように社会的費用とは、国民経済全体の視点からみたばあいに当然生産費の一部となるはずの費用が、個別企業の経済計算には計上されないで、社会の第三者に転嫁される部分のことであるが、このようなことがなぜ起きるのか。カップは次のようにいっている。

「社会的費用の基本的原因は、私的利得の追求が経常的生産の私的費用を最小にすることによってプレミアムを得る、という事実のなかにみいだされる。それゆえ、〔生産を〕プライベイト・インセンティブに依存することが大きければ大きいほど、ますます社会的費用の可能性は大きくなる」(Social Costs of Business Enterprise, 1963, p. 14)。いいかえれば、市場経済制度のもとでは、企業はそれぞれ利潤の獲得をめざして競争しているが、各企業は、その競争に打ち勝ち利潤を極大にするためには、私的費用ができるだけ節約しようとする。たとえば、国民経済全体からみれば、住民のシビル・ミニマムな生活環境を保持するために、脱硫装置や排水処理施設は当然生産費の一部をなさねばならぬはずなのであるが、個別企業の側からみれば、これらの施設をとりつけることは生産費を引き上げることになり、競争に勝てなくなることを意味する。だから個別企業にはこれらをとりつけるインセンティブがない。その結果、損失をこうむるのは社会の第三者ということになる。まさにこのプライベイト・インセンティブ・システムそのものに社会的費用を増大させる原因があるといふのである。それゆえ彼は、社会的費用がプライベイト・インセンティブに基づく生産の社会システムにつきものであり、「社会的費用は競争的経済に共通の現象である」と述べている。

カップは、このような社会的費用が従来の経済学体系とくに新古典学派の理論体系からはまったく除外されてきたことを指摘し—かれらは均衡水準の探究ばかりに熱心であった—、従来の費用概念が不完全で明らかに修正を要するのではないか、と述べた。そして、さきにあげた社会的費用の諸項目を指摘したのち、正統学派や新古典学派の「私的企业が基本的秩序と有益な帰結をもたらす」という耳慣れた結論は、詳細な分析の検討に耐えない」し、またそれはおのずと既存の社会システムを弁護するものにしかなっていないという。こうした純粹経済学派の弁護論的要素は、「経済学の基礎的な仮定と概念」—分析領域の限度と伝統的均衡水準の探求一のなかに隠された当然の結果なのであるから、経済理論を現実的にするためには、富と生産性に関する古典・新古典学派の概念を改訂した「新経済学」をめざさなければならない、と述べる。

そこで、社会的費用のような重要な生産費の一部分を欠落させることなく、生産費を「非市場価値をも包括するような方法」で定義することが必要となる。また、「『経済的』ということを交換価値の面から定義することを止めて、経済の原理（および『経済的適正』の概念）を社会的費用と社会的報酬とを考慮にいれるようなやりかたで定義」(ibid., p. 254, 邦訳290ページ) することが必要となる。^{註2)}もし新しい生産費の概念が社会的費用を包括するならば、「私的および社会的生産費の間には、基本的な相違が存在せず、また交換可能および交換不可能の効用の間には差がなくなる」(ibid., p. 255, 邦訳292ページ) ことになる。ただそれらが相違するのは量的可測性に関してだけとなる。というのは、さきにあげた社会的費用の諸項目のなかには貨幣で計りえないものが含まれていたが、それに対する評価は、結局、その損失に対して社会がどのような重要性をおくかによって、すなわち社会的評価によって定まる。それゆえ、社会的費用の最終的な決定は「社会的評価と社会的価値（社会に対する価値という意味で）の問題」(ibid.) になる。カップはこのように主張するのである。

カップがこうした「社会的価値」を指向するばあい、かれは公共経済学への門戸を準備しているのである。すなわち、プライベイト・インセンティブに基づく市場経済過程は、それ自体社会的費用のごとき生産費の一部分を「費用不払」にする不完全な機構であるため、これを補完するために公共部門の諸政策を必要とする。そのことを示さんがためのものなのである。

このように考察してみると、社会的費用という概念は、制度学派の理論的・実証的研究の展開にそって市場価格メカニズムの欠陥がもたらす費用として、すなわち制度的な概念として用いられているといえるであろう。

だからこそ、カップは社会的費用の基本的原因とその帰属関係を明確に指摘したのである。しかし、こうした展開から導きだされる処方箋が公共経済への門戸を開くことであるならば、カップは矛盾に陥っているといえよう。なぜなら、経済学における従来の費用概念を変更し、それを公共経済学への指針としたからといって、現実の「費用不払」のメカニズムが訂正されるわけではないからである。

だから、もし彼のいう社会的費用の最小化をめざすならば、第1に、彼は彼の明らかにした私的企業の「費用不払」という論拠をよりどころに、それらの企業に対して「費用不払」にさせないような法的強制を設ける、という結論に達しなければならなかったはずである。あるいは第2に、プライヴェイト・インセンティブに基づく生産システムそのものの計画的生産システムへの変換が、彼の社会的費用論の論理的帰結でなければならなかつたはずである。というのは、カップの認めるところ、公共部門もまたプライヴェイト・インセンティブに基づく投資活動を行なうかぎり、社会的費用は増大するからである。第1の解決策は、現在の生産システムを前提したうえでそれを彌継し改良していくとする処方で、カップのいう社会的費用の根本的解消ではない。生産をおおむねプライヴェイト・インセンティブに依存せざるならば、常に社会的費用の発生におびやかされているからである。もちろん、この場合の法的強制による「費用不払」の「費用支払」への転化は、カップの指摘するとおり、民主主義の発展の結果であり相剋の政治的過程の結果であって、政策当局者がすすんで行なうものではない。労働法成立の歴史的展開と同じである。すなわち住民運動の結果以外の何物でもない。だから政策当局者が法的強制を設けるのではなく、被害者・住民たちが政策当局者に設けさせるようにしなければ設けはしない。

註1) クラークは彼のいう「社会的価値」という概念が、経済学研究上なぜ必要となるのか、次のように述べている。

「社会的価値の基準を求める研究は、無益なことではないのだが、はなはだ困惑を感じる仕事である。われわれは、交換価値をはかるドル尺度に較べて社会的価値をはかる明確な尺度を、おそらく発見できないであろう。しかじわれわれは、市場の〔価値〕

基準が改訂されうる、ある場合には置きかえられうるような諸基準を発見するかもしれない。経済学者は、その困難性にもかかわらず、もし彼が以下の三つの基礎的な命題を容認するならば、かかる研究に面と立ち向かわなければならないであろう。

ひとつは次のことである。すなわち、私的企業の全体的能率は、法律や慣習を変化させるとおそらく市場価格に従うようになるのではあるが、現実の市場価格が唯一の尺度ではないところの、さらにつけて加えれば、現状のもとでは市場価格にまったく従わないところの、量と質とを含んでいるという問題である。もうひとつは、市場の尺度に較べて正確ではないかもしけぬ価値の尺度が、よりいっそ根本的な問題であるということである。第3には、われわれの基本的諸概念が競争的交換制度からは独立的であり、それらが社会主義的状況のもとにさえ保持されるであろうようなものであるべきである、ということである」(ibid., p. 44)。

たとえば、「土地の地代価値は生産された財やサービスの（競争的）生産費を超える超過分に等しい」という説をとりあげよう。このことは、われわれが次のことを認識するやいなや、まったく曖昧になってくる。すなわち、当該純生産物が近隣の人々から日照や空気を奪いとったり、街路をふさいだり、河川を汚したり、景観や隣人の営業性格を良くあるいは悪くしたり、その存在自体が付近一帯の現実の不動産価値をだいなしにするところの小作人を認める等々のことを含んでいるかいなかを認識することである。競争的土地生産物の種類は、それらを統制する規則と同様の相異なる種類がある。そこで、それらにある〔価値〕判断をくだすことなく、ただその差異を記述するためには、われわれは、交換可能な生産物の競争的価値の背後にある用語〔すなわち社会的価値〕を使わねばならない。

世界は不払費用と占有されないサービスとで満ちみちている。単なる物質的窮乏の域を脱するに応じて、われわれは、知識やパーソナル・プライバシーのような、ますます占有することが困難な無形の効用に到達する。物質力の時代は、これらより高次なより捕えにくい効用が次第に社会的注目の焦

点になってくる時代である。鉄道および互いに絡みあった信用制度の時代は、商業取引が以前に較べてはるかに、そして直接的に売買されるよりはるかに、遠くまで影響を及ぼす時代である。細菌学や環境決定論における研究の時代は、常に存在していた無数の効果が、かつてはなされなかつたほどに発見され評価されつつある時代である。デモクラシーの時代は、すべての人が二つの大きな社会的衝動、すなわち彼が仲間と同じでありたいという衝動と異なつてみたい区別されたいという衝動とを、十分に働きかせる時代である。しかし、これらの競合的な特年にねたみを受ける効用は、ある特殊な場合には、ひとりの人間の利得が他の人の損失をもたらすという効用と同じである。それらは互いに相殺しあう。その結果は、個別的に占有できる部分の合計とは非常に異なる社会的効用なのである」(ibid., p. 45~6)。

だから「それ〔社会的価値〕は、もしわれわれが、市場における評価をたえず左右しつづけるような経済的改革について、なんらかの判断基準を持たねばならぬなら、必要なのである」(ibid., p. 45)。

註2) 宇沢弘文氏が、実質国民所得を「私的資本および労働から生ずる実質純所得の総和」と考えるのではなく、社会的費用を差し引いた「社会的実質国民所得」とみなす場合、彼は、カップのこうした「新しい生産費」という概念を考慮に入れているのである。宇沢弘文「社会資本の経済学」(建元正弘・渡部経彦編『現代の経済学2』日本経済新聞社、1970年、所収) 参照。

3 カップの社会的費用論における問題点

上で紹介したように、カップは社会的費用概念を二つの側面から規定している。すなわち、一面ではそれを、私的企業の生産活動の結果ひき起こされた損害という被害実態で規定し、他面ではそれを、私的企業のネグレクトした生産費として規定しているのである。

被害実態が社会的費用として規定されたのは、被害や損失自体が価格制度に擬制化されているのであって、被害実態はすでに貨幣評価されうるという前提に立脚していることを意味する。なるほど被害実態を市場機構に擬

制化し、価格として表わせば、理論的にはこれをコスト(=補償されるべき費用)として表現することはできよう。

例えば、私的企業が近隣の住民にさまざまな被害を及ぼしているながら、その補償費を支払っているわけではないとしよう。この場合たしかにその補償費は、内部化されるならば、企業にとってコストであることには違いない。カップは、こうした被害の価格化を通して表現された補償費を、私的企業のネグレクトした生産費とみなすのである。

このことは、もちろん、彼のヒューマニズム的立場を表わすものとして理解できよう。すなわち、私的企業のひきおこした被害実態は、本来、企業が清算すべきであって、そのコストは私的企業が負担すべきものである、という立場の表明とみられよう。

しかし、そのような彼の価値判断は理解できるにしても、そして、なるほど内部化されるならば、この補償費は企業にとっての負担を意味するコストであるには違いないが、経済学的な意味において、このようなコストをそのまま生産費のカテゴリーに内包させることには問題が残る。経済学的な意味での生産費とは、生産手段、原材料、労働力の諸要素のコストであって、直接的生産過程に投入されるコストのことを意味するものだからである。

それはともかく、彼はこのように、私的企業の生産活動が第三者に及ぼした被害や損失を市場機構に擬制化し、価格化することによって、社会的費用として明示化し、ヒューマニズム的立場からこれをネグレクトされた生産費とみなすのである。したがって、社会的費用=被害実態=私的企業のネグレクトした生産費、とみる。

ところで他方では、かれはネグレクトした生産費というものに別の内容をもたせているのである。すなわち、現代の科学・技術上の要請によって、本来ならば当然支出されなければならないとされているにもかかわらず、企業サイドの利潤極大化の要請によってネグレクトされたコスト(まさにネグレクトされたことによって公害が発生する)のことを指しているのである。実際に、現代の技術水準からすれば、そのプラントの稼働によって、どの程度の環境汚染が生じるかは予測可能である。したがってこのコストには、公害防除設備費などが含まれる

ことになるが、この場合の追加的コストは、従来の技術を前提にした尻拭い的要素の強いものばかりでなく、技術選択の要素も含まれると考えてよいであろう（例えはLD転炉は、ひどく環境汚染することが最初からわかつていながら、経済的効率の尺度だけで導入されたが、汚染を生じない他の設備の1/2のコストにすぎないとすれば、最初の技術選択においてすでにコストがネグレクトされているのである。）。このことは、カップが公害の発生原因をどこに求めているかをみてみればすぐにわかる。かれはそれを私の企業の生産費の節約に求めた。すなわち、私の生産費の節約・公害防除設備投資のネグレクトが、公害という社会的費用を発生させる基本的原因であって、企業が生産費を節約することは、それが利潤追求衝動と競争諸力にかりだてられる必然の結果だ、といっているのである。だから、この場合の私の企業がネグレクトした生産費とは、被害実態の価格化を通して表現した社会的費用のことではなく、字義通りの私の企業がネグレクトした生産費のことである。もちろん、かれは企業が節約するその生産費の内容を明確にしているわけではない。ヒューマニズム的な立場から、住民の健康を保持し、シビル・ミニマムな生活を営んでいくうえで、当然、生産過程に必要な設備投資いわゆる公害防除設備投資のことを暗に指摘しているにすぎない（この点は、次節で考察しよう。）。

このように彼は、私の企業がネグレクトする生産費という意味を二義的に使っているのである。すなわち、一方では、字義どおりの意味で、私の企業が生産過程においてネグレクトしたコストを表わす。他方では、本来、企業側が公害の発生源者として自らの責任をとるべきであるとする立場から規定したもので、企業が生産活動の結果社会に及ぼした被害を価格表現したものと指している。

しかし、残念なことに、彼はこの二つを意識的に区別してはいないのである。この区別のないことは、奇妙な問題を生じさせる。

例えば、過去において、当然考えられてよかつたはずの公害防除設備投資が企業によって行なわれなかつた結果、現在、住民に被害や損失が及んでいるとしよう。社会的費用=被害実態=ネグレクトされた生産費、とみるカップの規定からすれば、住民の被害損失額は、企業が

過去においてネグレクトした生産費、つまりネグレクトされた公害防除設備投資額に等しいということにならざるをえない。すなわち、被害実態という社会的費用が、企業によってネグレクトされた公害防除設備投資額に等しい、ということになるのである。だが、両者は現実には決して等しくない。何故なら、この場合、過去においてネグレクトされた私の生産費が公害を引き起す直接的原因であり、社会的費用という被害実態はその結果であって、それぞれはディメンションが異なるからである。

伝統的な「価格理論」の架空性を、何人とも納得できるように暴露するためには、彼はあまりに性急すぎたのではないか。前項で紹介したように、彼の狙いは、現代の「価格理論」にひそむ暗黙の仮定、私の生産費と「社会的生産費」とを同一視するやり方」の非現実性を突こうとしたものであった。すなわち、社会的費用という被害実態をあげることによって、それをネグレクトされた私の生産費とみなし、資本主義社会における「社会的生産費」と私の生産費との乖離の存在を指摘しようとしたのである。しかし、彼はこの乖離の議論をするまえに、そもそも「社会的生産費」とは一体いかなる意味を有するものなのか、現実的には検討してみる必要があつたであろう。資本主義社会においては、彼のいうような「社会的生産費」なるものが現実の実体のあるものとして存在しているわけではまったくない。国家や公共部門の行なう生産的な投資活動を除けば、生産費はすべて、私の企業の生産費としてしか存在していないのである。だから、「社会的生産費」と私の生産費との乖離の問題を、現実の実体のあるものの比較として議論することは、どだい無理であろう。

とはいえる、こうした難点はあるにしても、カップによって公害の経済的本質としての社会的費用がほぼ明らかにされたことに変わりはないし、また、われわれがカップの指摘したいところを十分に汲みとることはできよう。すなわち、利潤追求衝動と競争諸力の強制とが、私の企業の投下する生産費を常に節約させ、その結果、社会的費用という被害実態が発生すると。

4 本来的な社会的費用とその転化形態

(1) 本来的な社会的費用

カップの規定した社会的費用の概念は、いうまでもなく、資本主義社会を前提したうえで、あくまでもそう現われざるをえないという場における歴史的制約をもった規定であった。すなわち、資本主義社会においては、私的企业が生産費をネグレクトする結果、「第三者または社会が受け、それに対しては私的企业家に責任を負わせるのが困難な、あらゆる有害な結果や損失」のことであった。われわれは、この規定を再考察し、社会的費用についての一層明確なわれわれの規定を与える前に、まず彼が私的企业のネグレクトした生産費という形で示そうとしたところの背後にあるものを、すなわち、本来的な意味での社会的費用を考察しなければならない。本来的な意味での社会的費用という表現を用いたのは、次項でわれわれの規定する社会的費用の概念もまた、現在の生産社会を前提にしたうえであくまでもそう現われざるをえないという歴史的制約をもつものであることを、はっきりと浮彫りさせるためである。

資本主義社会以前の諸社会では、人間はまだ自然の懷ろに抱かれ、人間が自然を動かすというよりも、むしろ人間が自然によって動かされ自然に包摂されていたといえる。しかし、産業革命以後、めざましい資本主義の発展は、人間が大地の懷ろで眠ることを一挙にさまし、人間に機械の使用と科学・技術の飛躍的発展・応用とを可能にした。こうして、人間が自然によって動かされるのではなくて、逆に、人間が科学・技術を応用して自然を動かし自然を改造しづがるものとしうるかのようになってきた。だがしかし、それと同時に、たかだか200年間の資本主義の発展は、恐るべき公害現象をひき起こし、河川・海洋を汚し、空気を汚染し、人間のあらゆる活動の場である自然を侵し、人間をむしばんだのである。そして、累積した公害現象は、いまや、人類の生存条件である生態系そのものを狂わせはじめたのである。このことはあたかも、科学・技術の発展そのものが人間に反逆はじめたかのようにみえる。

しかし、われわれは公害現象を科学・技術の飛躍的発展に随伴する必然的現象とはみない。まさに逆であって本来の意味での科学・技術の発展とは、公害現象の克服を内包するものでなければならないのである。現実に広がっている「苦海淨土」、「枯葉作戦」あるいは「毒ガス」類……は何を意味するのか。これは、公害が人類絶

滅の一社会現象であることをはっきりと物語るものである。社会現象というわけは、人間集団と人間集団のぶつかりあいの中からそれが生じているということであり、したがってその問題の解決の方向も、このぶつかりあいの中からしか見出しえないのである。いいかえれば、人類の生存に反逆しているものは、科学・技術そのものではないということである。

たしかに、科学・技術の発展は地球上の生物集団の多くを絶滅へと追いやり、全体的な生態系に大きな擾乱をもたらした。

しかし、発生、繁栄、絶滅は自然の法則である。問題は、それぞれの発展段階にふさわしい生態系をどう確立していくかということであろう。K. ポールディングのいうスペイス・シップは、人類の生存の場に制約を課している。その場を無限に拡大することはできない。そこで、(1)人類の生存の場とそれを制約する諸他の生物集団の場との相互調整作用を明らかにし、(2)そのうえに立て、人類の生存の場の特性に見合った生態系を確立する以外にはないであろう。そのためのいっさいの費用が、すなわちそのために要する最小限度の労働と諸設備とが本来的な社会的費用である。

これは、カップが私的企业のネグレクトした生産費という形で示そうとした規定より広い一般的な規定である。生態系の平衡関係の階層性に照應して、この概念規定も階層的構造をもつ。ここでは、大きく三つの階層に分けて考察するのが妥当であろう。

1. 個別の段階
2. 國家の段階
3. 宇宙・空間的段階

個別の段階においては、その指標として、地域住民のシビル・ミニマム (civil minimum) な生活を維持するのに十分な本来的な社会的費用が必要である。たとえば、生産過程や消費過程において発生し人体に影響を与える有害物質を希釈する諸施設、脱硫装置、排水処理施設等その他……総じて公害防除諸設備は、シビル・ミニマムな生活のための最低限度の費用である。國家的段階においては、ナショナル・ミニマム (national minimum) な生活を維持するのに十分な本来的な社会的費用が必要である。それは、プライベイト・インセンティブによつて擾乱されない中央集権的計画化を前提としよう。宇宙

・空間的段階においては、人類の種としての存続を保証する海洋や大気の生態系のバランスを維持するのに十分な、いいかえればスピーシーズ・ミニマム (species minimum) な生活を維持するのに十分な本来的な社会的費用が必要である。それは、自然の真の復活を行ないうる、人間愛に結びつけられた共同体を追求するということをおいてはないとある。

いずれにしろ、かかる本来的な社会的費用は、生産が社会的に行なわれるようになればなるほど、そして、人間が自然を改造しづがるものとしていくようになればなるほど、ますます社会的に必要なのであり、社会に課せられるべき費用なのである。

ところが、こうした本来的な社会的費用、すなわちシビル・ミニマムな生活を維持するのに十分な、ナショナル・ミニマムな生活を維持するのに十分なところの、人類の生存の場の特性に見合った生態系を確立するために必要な最低限度の費用は、資本主義社会においてはまったくネグレクトされるのである。というのは、そこでは生産が資本によって行なわれるからである。すなわち、個々の資本は、市場において価格をもった生産手段や労働力という商品を買入れてある商品を生産するのだが、いわゆる最適資源配分を、各資本の最適効率つまり極大利潤の追求という形で行なう。ある商品を生産するのは、社会の他の成員の福祉を考慮してその財を供給するのではなく、利潤を獲得せんがためである。そこで個別諸資本の利潤追求衝動と競争による強制とは、河川汚濁や大気汚染の防止に必要な諸設備への投資を、各資本に、生産費の節約という形で削除させるのである。こうして、われわれが先に述べた本来的な社会的費用の個別の段階においてさえ、資本はそれをみたしない。したがってそこでは、カップのいうように、社会的視点からみた場合に、住民のシビル・ミニマムな健康を保持するために当然必要な「生産費」の一部分を私的企业がネグレクトしている。そのネグレクトは、私的企业の「不払費用」分として社会の第三者に転嫁され、住民一般への直接・間接の被害として、人類が自然の中の一員として生存しえぬほどにいたる生態系の搅乱として、現象することになるのである。

だから、本来、資本主義社会には、人類の生存にかか

わる自然系あるいは生態系に関する考慮など眼中はない。私的所有を基礎にして、所有された価値をより大きな価値所有にかえようとする生産社会なのであるから、私的に所有されている価値物にのみ関心を払うので、私的に所有されていないものあるいは私的に所有されえないものには、関心を払わない。だが、J.M. クラークもいうように、生産が社会的に行なわれるようになればなるほど、それだけ生産は私的に所有されえないものに依存することが拡がり、人間の生存の場そのものに注意を払わねばならず、そのための本来的な社会的費用が要請されるのである。

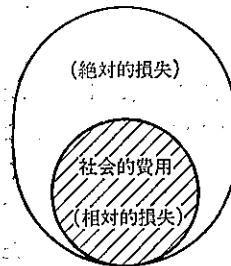
しかし、資本にとっては、およそかかる関心は、まったくないか、自らの価値増殖欲をみたしむ限りのものでしかない。だから、恐るべき公害現象が拡がる。このことは、いまでもなく、生産を資本で行なうことの限界を示すものであり、生産の社会化と生産を資本一債券効という生産関係のなかで行なうこととの矛盾の現われなのである。

本来的な社会的費用がはたして投下されるかどうかは、生産諸関係の歴史的規定性に依存する。資本主義社会において、これが投下されうる積極的なイニシアティブは、資本自らの性質のなかには存在しない。しかし、現存「公共」事業の資本との結合であると一般にいわれている「社会資本」化現象も、実は司法、教育、市場、都市などという社会制度自体をも資本化する、結じていえば、資本化現象の国家的レベルにおける普遍化の必然の一環であるが、これを特徴とする現代独占資本主義社会においては、もし、本来的な社会的費用が投下されるとするならば、それは「社会資本」として取扱われることになるであろう。本来的な社会的費用の現代資本主義社会における発現形態が、何故に、また、どのようにして「社会資本」化するかということについては、そしてまた社会資本一般についてのわれわれの展開は、今後の課題である。

(2) 資本主義下の社会的費用

カップは社会的費用と社会的損失とを同義語に解しているが、これを区別する必要のあることが、宮本憲一教授によって指摘され次のように区別された。「社会的費用とは価値ではかりうるもの（貨幣単位で評量できるもの）であり、再生可能な社会的損失である。これに対し

図1
社会的損失

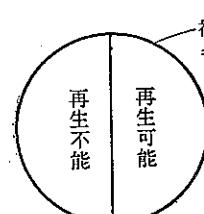


て、社会的損失は、社会的費用に加えて、価値ではかることができず、かつ再生不能な損失をふくんでいる」(『現代資本主義と貧困問題』『現代資本主義論』筑摩書房、1971年、352ページ)。つまり、図1に見られるように社会的損失を広義な規定、社会的費用を社会的損失に含まれる狭義な規定に区別しようとされている。

しかし、この区別基準は、次の点で曖昧さを残していると考えられる。貨幣単位で秤量できるか否かは、カップの議論からいえば、非市場的なものをいかにして経済学のなかに組みこむか、価格メカニズムに従わせるか、というところから発せられた「新経済学」への問題提起であった。しかし、実はこの点に関してならば、およそ再生不能といわれる人命の損失、不治の病、自然の破壊、古文化財の損傷等の被害であっても、損失そのものを価格で表現することは可能なのである。すなわち、現代資本主義の特徴的な貨幣・信用制度のもとでは、市場メカニズムの失敗といいながらなお市場機構に擬制化することによって、それがいかに不条理であろうとも、それらを価格に表現するのである。^{註4)}

損失を市場機構に擬制化して価格に表現しうるということを前提すれば、社会的損失は、観念的には社会的費用と同じことになるであろう。そうだとすれば、さきに

図2



も、被害という形でそのまま存在する損失を、はたして費用として表わしうるかどうかは、別のことがらである。それはちょうど何らかの基準に基づく損害賠償の確定額が、損害賠償の社会的妥当性そのものとは別のことがらであるのと同じことである。

社会的費用=社会的損失というのは、被害をこうむっ

た状態から被害をこうむらない状態へ変化させるためにかかる負担を意味する。この意味で、われわれは本来的な社会的費用の欠落の結果そう現われざるをえないという場での資本主義社会における社会的費用を次のように規定することができる。すなわち、被害をこうむった状態から被害をこうむらない状態へ変化させるためのいっさいの費用、つまり被害をこうむった状態からシビル・ミニマムな生活を営みうる状態へ変化させるための、被害をこうむった状態からナショナル・ミニマムな生活を営みうる状態へ変化させるための、いっさいの費用。これが、本来的な社会的費用の転化形態として、資本主義社会における社会的費用となるといえよう。^{註5)} それは、單に、被害のなかったかつての状態に復元することではない。公害は、被害のなかったかつての状態に復元することの不可能なものを大部分含むのであり、産業の発展は常に動的に昔の状態を変化させてるのであるから、それをおよそ復元費用として理解することはできない。だからそれは、生産諸力の発展に見合ったところの被害のない状態に変化させる費用を意味するのである。

生存の場の特性に見合った生態系を確立するためには、社会は、そのために要する労働と諸設備をあらかじめ先行的に投下せねばならない。これが本来的な社会的費用である。

しかし、これが投下されない資本主義社会では、その結果として、さしあたり公害を「あとしまつ」することから始まる。だから、常に社会的費用が事後的な費用としてしか現われないのである。しかもまた、いうまでもなく、現実の被害を被害のない状態へ変化させるためのいっさいの費用と、実際にそのために支出される費用あるいは支出できる費用とは別であって、後者はひとえに生活防衛の物的諸力に依存している。

だから、われわれが公害の社会的費用を現実に計ろうとする場合、支出されたものだけを集計すれば、それは常にいわゆるミニマムの条件をさえ、はるかに下まわるものとなるであろう。さてそこで、その支出される費用がどういう形態で現われるかみると、次のようなものがあげられよう。

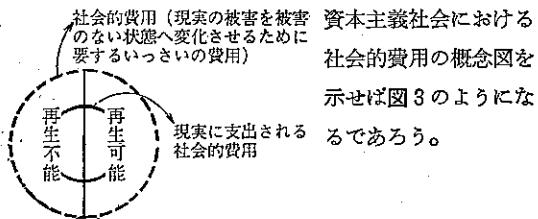
1. 事後的に行なわれる公害調査および公害防止のた

示された図1は図2のようになる。

しかし、損失を市場機構に擬制化すれば価格として表わされ、そこに、観念的に費用概念が成立するとして

- めの研究費として、
2. 住民の側では、生活費の中から公害が発生したためにあてられた支出費用として、あるいは、行政機関や公害発生企業の被害住民に対する救済費用や補償費用として、
 3. 公共部門によっては、公害によってひき起こされる支出の増大として、
 4. 資本の側では、公害が発生したために起こる生産および流通過程における必要資本量の増大として、また、公害防止設備投資とその運転費用として、現われる（公害防止設備投資とその運転費用は、われわれの規定した本来的な社会的費用の個別的段階の一部に含まれるかのようにみえる。しかし、それは、資本主義社会の独特な現われ方、すなわち住民の生活と健康を守る運動の結果はじめて、資本によって、コストとして、事後的に行なわれるのであるから、本来的な社会的費用の転化形態としてわれわれの規定する限りでの資本主義社会における社会的費用なのである。）。

図3



註3) 「道路、港湾、電力、下水道、公園など普通社会共通資本と呼ばれるもの、また、大気、河川、海水などのいわゆる自然資本……また、司法、教育、市場、都市などという社会制度」を「社会共通資本」とみなし、これの減価償却部分をこうした「資本」のその年の社会的費用とみなすのである（宇沢弘文「環境破壊とインフレーション」『中央公論』1970年8月号所収、参照）。

註4) 「工場によって大気が汚染されて、近くに住む住民の実質的生活水準が低下したとする。各住民は、工場による汚染活動が行なわれなかったと同じだけの清浄度を求めて、自ら空気浄化器を取りつけるなり、あるいは場合によっては、移転して空気のよりきれいな所に住もうとする。そのとき、最小どれだけの費用がかかるかを住民について総計した額が、

大気汚染の社会的費用であり、その割引現在価値が、大気という社会共通資本の帰属価格となる」（宇沢弘文「公害規則」日本経済新聞、1970年9月13日）。

註5) だから、W. ミハルスキーが社会的費用を経済政策的に操作可能な概念として用心深く、「企業にとってひき起こされ、第三者としての家計、企業、または社会全体によって出資または支出の増大の形で、あるいは実物的な損害、または被害の形で負担されるところの、本来的に技術的に条件づけられた外部負担のすべて」（W. Michalsky; Grundlegung eines operationalen Konzepts der Social Costs, 1965, S.109, 尾上久雄・飯尾要訳『社会的費用論』日本評論社、93ページ）と定義し、個別企業の経済計算に記帳されない技術的外部効果とみなす場合、彼は明らかに個別資本を代弁する立場からものをいっている、ということが理解できよう。

<補論> 社会的費用に関する一考察

—野口祐教授に対する疑問—

最近、社会的費用論について、興味あるひとつの論文が発表された。というのは、すでに述べてきたごとく、われわれは、K.W. カップが「ネグレクトされた生産費」という形で示そうとした背後にあるものを、「本来的な社会的費用」という規定を与えて考察したのであった。そしてわれわれの本来的な社会的費用の概念のオリジナルな規定は、すでに1971年6月、社会資本研究会『公害による経済的損失評価に関する理論的研究』（東京都公害研究所資料）のなかで与えておいた。ところがその後、『経済評論』1971年10月号（経営会計学特集）で、野口祐教授の「社会原価と独占価格」という論文のなかにも、「本来的な社会的費用」という術語が使用されているのを見出した。もちろん、教授のいう「本来的な社会的費用」の意味とわれわれのそれとは、まったく異なる。そこで以下、上記論文の社会的費用論を少し考察しておこう。その場合、教授のいう「本来的な社会的費用」の意味とわれわれのそれとは、まったく異なるものであることを明示化するかぎりでだけ、その社会的費用論を検討したい。

資本が自らのインセンティブで公害防除諸施設に資本を投じるのは、自ら発生させた公害が自己の価値増殖に

とって著しいマイナスとなり、自己の存立の上でも、また価値増殖制度存立自体の上でも、もはや放置できず公害防除にのりださざるを得なくなつた場合である。とはいえ、これはきわめてネガティブな契機でしかないのであって、その場合も、次の要因すなわち労働者・住民の反公害闘争があつてはじめて、それは資本のとるビヘイビアとなるであろう。したがつて、一般的には、公害防除諸施設を企業にとりつけさせたり、被害補償費などを国家や企業に出させるのは、住民運動の闘争力以外の何物でもない。

一方では、企業による公害防除諸施設への資本投下および被害補償費の支払い、他方では、国家（あるいは公共部門）が行なう公害の諸政策に費される費用および被害補償費の支払い、こうした住民の反公害闘争を媒介にしてはじめて投資され支出されるこれらの費用の本質は一体何なのか。また第2に独占段階の現代資本主義において、これらの費用は一体いかなる機能と矛盾をもつものなのか。これが野口教授の「社会原価と独占価格」で解明しようとする問題である。この場合、「社会原価」とは（Social Cost）のこと、カップや他の経済学者たちのいう社会的費用のことを意味するが、原価という会計学上の概念が使われていることからもわかるように、教授のアプローチは会計学的アプローチである点に留意しておく必要がある。

まず、「社会原価と独占価格」の論旨を紹介しておこう。教授によれば、社会的費用は2形態に、すなわち「国家独占資本主義的社会的費用」と「私的費用としての社会原価」とに分類される。前者は大気・水質汚染による公害費用、労働者の損傷による社会政策的費用、天然資源の損傷による費用等のことであり、後者はそれらの費用が私的企业に取り込まれた場合のことである。そして、これらの費用に特徴的なことは、次の点にあると指摘する。「国家独占的社会費用や私企业的社会原価は、私企業がその社会的損失を他に転嫁するにせよ、しないにせよ、いずれも現実的な反対闘争を媒介にして現実化される費用形態であり、それは資本の本質的な社会的費用の現段階的な転倒された表現にはかならない」（同上、49ページ）。

次に、公害反対闘争を媒介にして現実化されるこれらの費用がはたす機能はといえば、以下の点にある。第1

の「私的費用としての社会原価」については、一方では改良の側面であり、他方では資本蓄積のテコとしての機能を果たす。すなわち、市民運動に対する譲歩の結果企業によって取り込まれるこの費用は、労働者の健康が維持されるという改良の側面をもつ。同時に、現代独占段階の再生産構造においては、かかるコストを消費者に転嫁する管理価格の引上げが可能であるから、企業は内部化されたこの「社会原価」をむしろ過大評価することにより、これを逆に利潤隠蔽の手段とするであろう。だからこれは、内部留保による自己金融の役割りを果たす可能性を与えるものとなる。第2の「国家独占資本主義的社会的費用」が果たす機能については、一方では、労働者・住民の健康上の改良的側面をもつ。その限りではそれは一層の独占利潤を保障する。他方では、それが独占企業のための社会資本投下増のテコになるならば、国家独占資本主義体制強化の補強物としての機能を果たす。これが教授の主張する要旨である。

さて、教授が社会的費用を「国家独占資本主義的社会的費用」と「私的費用としての社会原価」との2形態に分類していることはおくとして（ただし、経済学上問題とされる社会的費用は、現実に支払われる費用以外の被害の存在をも含むのであるから、一般的に、社会的費用を現実化される費用の2形態だけに分類することは疑問であるが）、この2形態がいずれも、公害反対運動を媒介にしてはじめて現実化される費用である、と指摘するのは正当であろう。ところで、この現実化される2形態の費用は、「資本の本質的な社会的費用の現段階的な転倒された表現」と述べているところからわかるように、社会的費用の形態の転倒されない基になるもの（2形態の費用の本質）は「資本の本質的な社会的費用」である、と教授はいっている。では、そこでいわれた「資本の本質的な社会的費用」とはどういう意味なのか。

教授はいう。「費用は常に二重性格を持っている。つまり、社会的費用と私的費用である。この費用の二重的性格は生産費の二重的性格からくるものであり、この生産費の二重的性格は社会的労働と私的労働との矛盾の反映である。したがつて、資本主義下においては社会的労働と私的労働が対立的統一の関連にある限り、費用も常に社会的費用と私的資本家費用との対立物の統一であることはきわめて自明なことである。いわば、商品の社会

的価値は常に現実的費用としての社会的費用であり、商品の資本的費用とは相異なると同時に、相互に対立した諸関係にある」（同上、45ページ）。

教授は、資本主義社会における生産費概念の二重性（〔付記〕を参照されたい。）を依りどころにして、費用が一般に「二重性格」、私的費用と「社会的費用」とをもつといっている（生産費概念の二重性が「社会的労働と私的労働との矛盾の反映である」とは、はなはだしい誤謬であるが、これらのはずは一応問題にしないでおく。）。そしてまた、統いてすぐに「商品の社会的価値は常に現実的費用としての社会的費用」と述べているところからもわかるように、経済学的な意味における生産費概念の第2規定のことを、つまり商品の内在的生産費のことを、教授は「現実的な費用としての社会的費用」とか「社会的費用」とか呼んでいるのである。あるいは、現在、経済学上問題となっている社会的費用と区別して、また、公害反対闘争を媒介にして現実化される社会的費用と区別して、商品の内在的生産費のことを「本来的な社会的費用」とも呼んでいる。

つまりこうなのである。教授は教授の経営経済学的費用論研究において、商品の内在的生産費のことを「社会的費用」と名づけた。したがって、現在経済学上問題となっている社会的費用とは、教授のいう「社会的費用」（商品の内在的生産費）が転倒されて表示されたものである、というのである。

しかし、商品の内在的生産費が転倒されて表示された社会的費用とは、一体どういうことなのか、その意味をわれわれ自身で考察しておく必要がある。

商品の内在的生産費は、その実体といえば、前貸された諸商品に含まれている労働の量+商品の生産に支出される直接的労働の総量、のことである。このなかで、前者は前貸不変資本を補償する部分であり、後者は賃金（支払労働量）および利潤部分（不払労働量）を表わす。後者のうち賃金を除いた利潤部分は、具体的には、企業者利得、利子、地代、租税等というふうな分岐形態で現われるることは周知のところであろう。商品の内在的生産費が転倒されて表示されるというのは、その発生源が、資本による価値増殖過程からまったく切り離され、隠蔽され、物化されて現われるこうした所得分配諸形態と生産諸関係のことを指していわれることである。

そうすると、野口教授が社会的費用を「資本の本質的な社会的費用の現段階的な転倒された表現」という場合、公害反対闘争を媒介にしてはじめて現実化される社会的費用は、本質的には、労働者の形成した不払労働量の一部分を表わすということをそれが意味するかぎりでは（商品の内在的生産費のことを「社会的費用」と呼びかえた是非を度外視すれば）明らかに正しいであろう。

ところが、教授は教授のいう「社会的費用」を上のごとく商品の内在的生産費として規定する一方、他方ではまったく別の内容を与えて使っているのである。教授はいう。私的企業が惹起し、社会の第三者に転嫁する有害な結果や損失というふうに一般にいわれている社会的費用は、「国家独占資本主義的な現段階において現実的な費用としての社会的費用のうちの一構成部分であるところの諸々の公害費用、社会資本的費用、天然資源の損失費用等々の費用が、『国家独占的社会費用』として転倒されて表示されたものにほかならない」（同上、48ページ）。

ここで書かれている「現実的な費用としての社会的費用」とは、商品の内在的生産費を指しているのではない。さきに教授が「現実的な費用としての社会的費用」と呼んだものは、商品の内在的生産費のことであったのだから、それを構成するものは、前貸された諸商品に含まれている労働の量+商品の生産に支出される直接的労働の総量であった。それは、流通過程を経た結果からみれば、回収された不変資本価値、可変資本価値および所得分配諸形態から成っている。ところが、ここで教授が述べる「現実的な費用としての社会的費用」を構成するものは、商品の生産そのものに費される労働ではなく、「諸々の公害費用、社会資本的費用、天然資源の損失費用等々」なのである。したがって、ここで教授がいう「現実的な費用としての社会的費用」とは、公害諸現象をすっかり解消し防止するために必要な費用、というふうな意味で使われている。明らかに、教授がさきに規定した商品の内在的生産費を示す「社会的費用」とは異なる内容なのである。

公害闘争の結果住民が勝ちとった補償費、企業が内部化せざるを得なくなった公害防除費、および国家形態で支出される公害諸費用の合計と、公害諸現象をすっかり解消し防止するために費さねばならない費用とは、量的

に異なる。したがって、ここで教授がいう「社会的費用」（「現実的な費用としての社会的費用」あるいは「本来的な社会的費用」と、反公害闘争を媒介にしてはじめて現実化される諸費用とは、量的に異なる。公害諸現象をすっかり解消し防止するための費用が、現実化するかどうかは、ひとえに反公害闘争にかかっているであろう。教授がこういう意味で「本来的な社会的費用」を規定するかぎりでは、次のようにいうことは正しい。すなわち、反公害闘争の結果現実化される諸費用が「他面ではいかに資本蓄積のテコに変換されようとも、この社会原価は他の非生産的原価とは質の違った側面を持った原価であり、本来的な社会的費用に強制的に一致する可能性を含んだ面を持っているのである。つまり、社会原価の量的拡大はある一定の点において単なる改良の領域をぬけ出て、反体制運動の結果において、本来的な社会的費用に還元される可能性を内に含んでいるのである」（同上、47ページ）。

しかし教授は、すでにみておいたように、商品の内在的生産費のことを、現在、経済学上問題となっている社会的費用と区別して、「本来的な社会的費用」と名づけていたのである。商品の生産そのものに費される労働のことを「本来的な社会的費用」と規定するかぎりでは、上の引用文は誤りである。

商品の生産そのものに費される労働は、公害が発生しようとしまないと、商品の価値を規定する。それがすっかり実現されるかぎりでは、実現された総価値と商品の生産そのものに費された労働量とは一致している。資本が剩余価値の一部分を、公害対策としての諸設備に費用投下するならば、新たな価値量が追加的に生産過程へ投げいれられたのであり、商品の生産そのものに費される労働量が増加したのである。それは商品の価格を規定する。その価値がすっかり実現されるかぎりでは、実現された総価値と公害設備投資を含んだ商品の生産そのものに費された労働量とは、一致しているのである。だから、「社会原価の量的拡大」すなわち企業による公害対策への設備投資が、商品の生産そのものに費される労働（教授のいう「本来的な社会的費用」）に「強制的に一致する可能性を含んだ面を持つ」のではない。商品が実現されるとすれば、必ず一致するのである。資本一貨労働の生産関係のもとでは、公害設備への費用投下も資本と

して投下されるのであるから、商品がすっかり実現されるかぎり、公害設備投資を含んだ商品の価値は、商品の生産そのものに費された労働量に、必ず内的に一致するものなのである。この点が理解されなければ、公害設備投資が行なわれた後の商品価格が、消費者に転嫁されるその基礎的なプロセスを、把握することができないばかりではない。公害闘争のもつ意義とその方向性を科学的に明示化することもまたできないであろう。

われわれは、教授のいう「本来的な社会的費用」とわれわれのそれとは明確に異なる、ということを明らかにするかぎりで、教授の社会的費用論における問題点をあげてきた。最後に次の点だけ指摘しておきたい。

教授は、反公害闘争を媒介にして現実化される費用を2形態に、すなわち「私的費用としての社会原価」と「国家独占資本主義的社会的費用」とに分類した。そして、それらの費用がはたす機能と役割について、一方ではそれが社会改良の側面をもち、他方では独占利潤の保障と体制強化との側面をもつと述べた。これらの費用がこうした二側面の機能を果たす理由について、教授は、それが「費用の二重的性格」から生じると述べている。「社会的費用の形態いかんに関わりなく、社会的費用は本質的に二律背反的な機能をもっている。これはすでに明らかにしたように費用の二重性からくる」（同上、53ページ）。

しかし、これは、教授の「社会的費用」規定上の混乱のことはいわないにしても、明らかに誤りである。

資本主義社会においては、生産費概念が二重性をもつ。生産費概念に二重性がなければ、資本は不払労働を取得することができず、およそ資本主義は資本主義ではないであろう。生産費概念の二重性が存在する根本的理由は、一方に直接的労働者の賃労働があり、他方に直接的労働者とは切り離された生産手段の所有があるからである。すなわち、生産費概念の二重性は、直接的労働と所有との分離、つまり生産手段の私有制がもたらす論理的帰結なのである。このもとでは、生産手段は資本家の所有するものであり、資本家の生産費は資本の私的所有物である。したがって、この生産費で生産された商品、商品の生産そのものに費された労働の結果もまた、つまり商品の内在的生産費もまた、資本の私的所有物である。資本が剩余価値の一部分を公害設備に投じることは、こ

れがさしあたりは資本の利潤追求衝動にとって余計な投資であるにしても、剩余価値の資本への転化であることには変わりはない。この投資が労働者・住民の生活に改良的側面をもたらしたにしても、それは労働者・住民の反公害運動が、もともと資本にとって「節約」の対象だった公害防除費を資本に内部化させたことの結果であって、野口教授のいう「費用の二重性」がそういうふうに現われるということではない。国家形態の支出する公害対策費にしても同じことである。

反公害闘争を媒介にして現実化される社会的費用の果たすさまざまな機能を、教授のいう「費用の二重性」（私的費用と「社会的費用」）に求めることは、およそ筋違いであろう。

〔付記〕

資本主義社会においては、生産費概念が二重の規定をもつことは周知のことであると思われるが、野口教授の問題点を鮮明にするためにも、ここで付記しておこう。

資本主義社会における生産費概念の第一規定とは、商品の生産が資本家に費やさせるもの、資本家の生産費（不変資本＋可変資本）のことである。他方、生産費概念の第二規定とは、生産過程のなかで商品の生産そのものに費やされるもののことである。資本家の生産費と区別して、商品の内在的生産費と呼ばれる。

第一規定の資本家の生産費を別の言葉でいえば、資本

家がその商品生産に対して支出する価値、前貸資本の価値であり、実体でいえば、前貸資本に含まれているところの諸商品の価値を規定する蓄積された労働、つまり前貸された諸商品に含まれている労働の量のことである。他方、第二規定の商品の内在的生産費を別の言葉でいえば、前貸された諸商品に含まれている労働の量＋商品生産に支出される直接的労働の総量のことである。

したがっていうまでもなく、生産費概念の第一規定（資本家の生産費）における商品の生産が資本家自身に費やさせるものと、第二規定（商品の内在的生産費）における生産過程で商品の生産そのものに費やされるものとは、量的にまったく異なる。両規定の差額である不払労働量こそは、資本家の狙うものであり、彼の目的物なのである。

このように、商品の資本家の生産費と内在的生産費とが量的に異なるのは、前貸資本価値のなかに、商品価値の発生の仕方のまったく違う2要素が含まれているからである。不変資本部分は、労働によってその価値が商品に移譲され商品の価値を形成するのだが、他方、可変資本部分は、現実に機能している生産過程のなかでは、前貸資本のなかに現われる労賃に代って、生きている価値を形成する労働として、価値形成者として機能するのである。労賃が現実の生きている労働そのものの価値として表わされるこの点にこそ、資本主義社会の歴史的規定性があるわけである。